

岡山県高等学校商業教育協会規約

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、岡山県高等学校教育研究会商業部会と表裏一体となり、本県商業教育の振興発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、岡山県高等学校商業教育協会と称する。

(事 務 局)

第 3 条 本会の事務局は当分の間理事長の在勤する学校内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 商業教育に関する調査研究
- 二 講習会、講演会、教科研究会等の開催および機関誌の発行
- 三 岡山県検定委員会の助成
- 四 各種競技会の実施
- 五 その他商業教育振興に必要な事項

第二章 会 員 校・会 員

(会 員 校)

第 5 条 本会の会員校は、次に掲げる学校とする。

- 一 商業に関する学科（以下「商業学科」という）を置く高等学校。
- 二 商業学科を置かない高等学校、特別支援学校で商業教科担当教員が 2 名以上在籍し、本会に加入する意思表示をした学校。

(会 員)

第 5 条の 2 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- 一 会員校の校長、副校長、教頭、商業教科担当教員。
- 二 会員校以外の高等学校、特別支援学校の商業教科担当教員。
- 三 会員校の商業教科以外の教科担当教員で、本会に加入する意思表示をした教員。
- 四 会員校以外で本会に加入する意思表示をし、理事長が認めた校長、副校長、教頭、教員。

第三章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

| | | | |
|---------|-----------|---------------|-----|
| 理 事 長 | 1 名 | 事 務 局 長 | 1 名 |
| 副 理 事 長 | 2 名 | 事 務 局 次 長 | 2 名 |
| 常 任 理 事 | 会 員 校 1 名 | 事 務 局 次 長 補 佐 | 1 名 |
| 理 事 | 会 員 校 2 名 | 事 務 局 書 記 | 1 名 |
| 監 事 | 2 名 | | |

2 役員任期は原則として 2 年とする。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

一 常任理事は、会員校の校長をもってこれに充てる。

二 理事長、副理事長、監事は常任理事会において互選する。

三 理事は、会員校の副校長、教頭及び商業主任をもって充てる。

ただし、商業学科を置かない高等学校、特別支援学校にあつては、商業教科担当教員の代表者を商業主任と読替えるものとする。

四 事務局長・事務局次長・事務局次長補佐・事務局書記は、理事長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおり定める。

一 理事長は、本会を代表し会務を統理し、会議の議長となる。

二 副理事長は、理事長を補佐するとともに、教頭会・商業主任会の会務の効率的な運営に当たる。

三 常任理事は、会務の企画運営をつかさどる。

四 理事は、会務を審議する。

五 監事は、会計を監査する。

六 事務局長以下事務局役員は、理事長の命を受け、別表1に掲げる職務を行う。

第四章 会 議

(会議の種類)

第9条 会議を分けて常任理事会、委員長会、理事会、教頭会、副委員長会、商業主任会とする。会議は、出席正会員および委任状提出者の合計が構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

(常任理事会の仕事)

第10条 常任理事会は、毎年1回以上理事長が招集し、重要な会務及び協会運営上の諸問題を審議・議決する。

(委員長会の仕事)

第11条 委員長会は、各部・競技委員会の委員長及び監事を毎学期1回以上、必要に応じ理事長が招集し、本協会の運営にあたる。

(理事会の仕事)

第12条 理事会は、毎年1回以上理事長が招集し、次の仕事を行う。

一 常任理事会から付託された事項の調査、研究

二 本会の予算、決算、規約の改正の審議

三 その他重要な事項の協議

(教頭会の構成と仕事)

第13条 教頭会は、毎年1回以上理事長が招集し、構成と仕事を次のとおり定める。

一 教頭会は理事の副校長、教頭をもって充てる。

二 教頭会に会長を置く。教頭会会長は、理事の副校長、教頭の互選により選出する。

教頭会会長は副委員長会会長を兼任する。

三 教頭会は商業教育に関する諸問題を研究協議するほか、理事長から付託された事項の調査、研

究を行う。

(副委員長会の構成と任務)

第13条の2 副委員長会は、毎年1回以上理事長が招集し、構成と任務を次のとおり定める。

- 一 副委員長会は各部・競技委員会の副委員長をもって充てる。
- 二 各部・競技委員会の推進・まとめ役としての副委員長共通の課題解決に努める。
- 三 各部・競技委員会の相互協力や連携強化を図る。
- 四 体系的な教員研修の企画等を担当する。

(商業主任会の任務)

第14条 商業主任会は、毎年1回以上理事長が招集し、商業教育振興対策・教育課程・商業教科の諸問題について協議する。

- 2 商業主任会に班を置き、次の業務を担当する。
 - 一 広報活動班 機関誌・HP等広報全般を担当する。
 - 二 商研大会班 県商業教育研究大会の企画運営を担当する。
 - 三 総合研究班 総合的科目群に属する科目の研究を担当する。

第五章 部・競技委員会

(企画運営部)

第15条 企画運営部に、次の委員会を置く。

- 一 教育課題研究委員会

(教育研究部)

第15条の2 教育研究部に、次の委員会を置く。

- 一 マーケティング分野研究委員会
- 二 ビジネス経済分野研究委員会
- 三 会計分野研究委員会
- 四 ビジネス情報分野研究委員会

(競技委員会)

第15条の3 競技委員会に、次の委員会を置く。

- 一 商業実務競技大会委員会 (情報、ワープロ、簿記、珠算、電卓)
- 二 生徒商業研究発表大会委員会
- 三 英語スピーチコンテスト委員会

(臨時対策部)

第15条の4 その他必要に応じ臨時対策部を置くことができる。

(分 掌)

第16条 各部・競技委員会の分掌は、次に掲げるとおりとする。

- 一 企画運営部
 - イ 商業教育推進全般に関すること。
 - ロ キャリア教育全般に関すること。
 - ハ 新教育課程研究に関すること。
 - ニ 新たな教育課題等の研究に関すること。
- 二 教育研究部
 - イ 各専門委員会は、専門分野についての研究に関すること。

ロ 研究会の開催に関すること。

三 競技委員会

イ 中国大会及び全国大会への予選会の開催に関すること。

ロ 新人大会の開催に関すること。

ハ その他競技力の向上に関すること。

(部・競技委員会役員)

第17条 各部・競技委員会に次の役員を置く。

| | |
|------|-----------|
| 委員長 | 各1名 |
| 副委員長 | 若干名 |
| 運営委員 | 〃 (各部) |
| 競技委員 | 〃 (競技委員会) |

2 運営委員及び競技委員の任期は原則として2年とする。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部・競技委員会役員の選出)

第18条 委員長は、常任理事会において互選する。

2 副委員長は会員の中から委員長の推薦のもとに、委員長会において調査、選出する。

3 運営委員及び競技委員は、原則として会員校の教員から選出する。

(部・競技委員会役員の任務)

第19条 各部・競技委員会役員の仕事内容を次のとおり定める。

一 委員長は、当該委員会の企画・運営をつかさどる。

二 副委員長は、委員長を補佐する。

三 運営委員及び競技委員は、各部及び競技委員会の企画・研究・運営を担当する。

第六章 経費及び会計

(経費)

第20条 本会の経費は、次のものによる。

一 補助金及び寄附金

二 公益財団法人全国商業高等学校協会からの助成金

三 学校から拠出する会費

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第22条 本規約は、昭和32年4月1日から実施する。

第23条 本規約実施に当たり必要な事項は、常任理事会において決定する。

| | | | |
|------------|--------|-------------|------|
| 昭和35年4月1日 | 一部追加 | 平成元年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和39年4月1日 | 一部削除 | 平成7年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和44年4月1日 | 一部改正追加 | 平成9年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和46年4月1日 | 一部改正 | 平成13年4月1日 | 一部改正 |
| 昭和49年5月18日 | 一部改正追加 | 平成15年11月18日 | 一部改正 |
| 昭和50年4月1日 | 一部改正追加 | 平成17年5月6日 | 一部改正 |
| 昭和51年4月1日 | 一部改正 | 平成18年5月1日 | 一部改正 |

| | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 昭和52年4月1日 | 一部改正 | 平成19年1月26日 | 一部改正 |
| 昭和55年4月1日 | 一部改正 | 平成21年4月16日 | 一部改正 |
| 昭和56年4月1日 | 一部改正 | 平成28年4月19日 | 一部改正 |
| 昭和58年4月1日 | 一部改正 | 平成30年1月26日 | 一部改正 |
| 昭和62年4月1日 | 一部改正 | | |